

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 27 年 4 月 16 日（木曜日）
午後 1 時 24 分開会、午後 1 時 40 分散会
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木順一委員、
工藤大輔委員、佐々木博委員、小田島峰雄委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、遠藤担当書記、藤本併任書記、藤澤併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
総務部
風早総務部長、佐藤副部長兼総務室長、小畑税務課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第 1 号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求
めることについて
イ 議案第 2 号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例
- 9 議事の内容
○岩崎友一委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、
議案 2 件について審査を行います。
議案第 1 号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること
についてを議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
○小畑税務課総括課長 議案第 1 号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に
関し承認を求めることについてを御説明申し上げます。議案の 1 ページをお開き願います。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料、岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより御説明をさせていただきます。

まず、第1の提案の趣旨についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日及び5月29日から施行されること、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園の通園用バスを自動車税の軽減税率の対象とすることに伴い、岩手県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、条例の内容についてであります。まず(1)の県民税関係につきましては、アといたしまして、地方団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附金税額控除の特例控除額の上限を所得割の1割から2割に引き上げるとともに、イといたしまして、ふるさと納税にかかる寄附金税額控除の申告の特例措置を講じたものでございます。

箱囲みの二つ目の丸にございますとおり、これまで確定申告が必要であったものが5団体までの寄附の場合は、寄附先の団体に申請することにより寄附金税額控除を受けることができるようになったものでございます。

次に、(2)の事業税関係につきましては、外形標準課税の拡大を図るため、法人の事業税の付加価値割、これは法人が支払った報酬給与額と単年度損益との合計額を課税標準とするものでございますけれども、その付加価値割と資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げたものであります。

2ページに参りまして、(3)の不動産取得税関係につきましては、アといたしまして、サービス付き高齢者向け住宅及び当該住宅の取得に対する特例措置等の適用期限を平成29年3月31日まで延長するとともに、イといたしまして、住宅及び土地の取得に対する税率の特例措置等の適用期限を平成30年3月31日まで延長したものであります。

次に、(4)の自動車取得税関係につきましては、まずアといたしまして、環境への負荷の少ない自動車の取得に対する自動車取得税の特例措置について、箱囲みにある新規取得乗用車の例を提示してございますけれども、燃費基準の見直しを行った上で、その適用期限を平成29年3月31日まで延長したものであります。

また、イ及びウのとおり、ノンステップバスなどバリアフリー性能にすぐれた自動車の取得や衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した先進安全自動車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例措置を延長、または拡充したところでございます。

3ページ目に参りまして、(5)の軽油引取税関係につきましては、軽油引取税の課税免除措置について、対象から海上保安庁が設置する航路標識の電源など、その適用件数が少ないもの等を除外した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで延長したものであります。

次に、(6)の自動車税関係につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総

合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の通園用バスについて、箱囲みのおり通園・通学用バスの税率を適用するよう自動車税の軽減税率の対象としたものでございます。

次に、(7)の狩猟税関係につきましては、アといたしまして、有害鳥獣捕獲に従事する対象鳥獣捕獲員及び、イの有害鳥獣捕獲等の事業を実施する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る課税免除措置を講じるとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害の防止等の目的で許可捕獲を実施するものに係る特例措置を講じるものでございます。

4ページ目に参りまして、(8)のその他につきましては、地方税法の改正に伴い所要の改正をしたものでございます。

最後に、3の施行期日等についてであります。平成27年4月1日及び5月29日から施行すること、及び所要の経過措置を講じたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 県民税のところですけども、ふるさと納税の話です。これは具体的に考えれば、寄附したときに寄附した市町村なり、そういうところから免税の申告のときに必要な書類が送られてくる。その申告に当たって、手続きをするときに簡単になるということですか。

○小畑税務課総括課長 現在のふるさと納税ですけども、この規定は確定申告が必要な給与所得者等を対象としてございます。現在は、ふるさと納税をした場合は確定申告をするのですけれども、今回の場合は寄附先が五つの団体以内であれば、寄附先のほうから送られる申請書に必要事項を記載していただいて、その寄附先の団体に送るということだけで控除になるというふうなことです。確定申告が不要になるということでございます。

○嵯峨耆朗委員 ということは、役所間で課税のやりとりを処理して、税務署と市町村との間でやっている。

○小畑税務課総括課長 寄附申請書の提出を受けた自治体が住民税を課税します住所地の自治体のほうにその申請書を添付して、住所地の自治体のほうでそれを取りまとめて税控除するというふうな仕組みになってございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。もう一点、この事業税関係ですけども、どちらかというと、これはもうかったところが得をするということですか。

○小畑税務課総括課長 今回は1億円超の大企業に係る付加価値割と、あとは資本割とか、こちらのほうの税率を上げさせていただいて、収益に係る所得割の税率を引き下げるというふうなものでございます。制度上は税収中立というふうなことになります。

○風早総務部長 制度的には、全体としては税収中立ですが、今委員御指摘のとおり、個々の企業に関して申し上げますと、所得割部分が減りまして、資本割の方が増えますので、所得が同じであれば、税収が今回の改正によって減る企業も出てくるということにはなる

かと思えます。

○**嵯峨耆朗委員** 個々に見ると利益が出ている企業の負担が軽くなるのですね。いいです、それは。

○**佐々木博委員** 私も事業税関係の外形標準課税について伺いたいと思いますが、平成27年度の当初予算で、法人事業税232億円を計上されているのですね。当然この税率が変わるということはわかっていらっしやったと思いますので、これは、新たに改正となった税率に基づいた見込みの数字なのでしょうか。

○**小畑税務課総括課長** 平成27年度の法人事業税ですけれども、改正の平成27年4月以降の事業年度から適用されるというようなことですので、実際に影響が出てくるのは平成28年度ということで、これを見込んで当初予算に計上してはおりません。

○**佐々木博委員** わかりました。それで、先ほどの御説明ですと1億円を超える資本金の企業が1,591法人ほどですか、提案理由の説明における斉藤議員の質疑に対する答弁で7%ということなのですが、それで本県の見通しは、外形標準課税で50億円の増、所得割で50億円の減で、恐らく変わらないだろうということでありました。それは、課税対象が1億円を超える企業が全体の7%だということでありましたけれども、いずれこの外形標準課税についてはさまざまな意見がありまして、例えば商工団体などからは資本金が小さいところには課税しないでくれといった要望等も出されているわけでありまして、個人的には、一つは日本の法人税ですね、やはり高いというふうに言われておりまして、今、法人税が高ければ外国にどんどん企業が行ってしまいますから、そういったことを防ぐためにも、やはり法人税は下げなければいけないというのが一つの流れだろうというように思います。

それから、もう一つは赤字の企業とはいえ、地域で企業活動を営んでいる以上、当然社会的なインフラは使うわけでありまして、やはりある程度インフラを使う以上、それなりの負担はすべきだと、そういったことが外形標準課税の強化の一つの大きな要因だろうというふうに思っているわけでありまして、もしこの7%でなくて、全企業にこの外形標準課税が適用されるということになれば、おそらく、先ほどの話ですと1億円を超えるところで196法人の所得割の税額がゼロだと。やはり大きな法人ですから、所得割の税額がゼロだったというところの比率は低いですが、小さいところまでみんな含めると、恐らく所得割の税額がゼロで、税金を払っていないところは相当多いのではないかと思います。そうしますと、そういったところにも外形標準課税が適用されるということになりますと、それはそれなりに県の法人事業税としては、税収がふえることにはなるのではないかなと思いますけれども、その見通しというのは恐らくないでしょうね。多分ふえることは間違いないと思うのですが、どうでしょう、見通しを立てたことはございませんか。

○**小畑税務課総括課長** 委員のおっしゃるような見通しを立てたことはございません。

○**佐々木博委員** そうだろうね、それではいいです。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑税務課総括課長 議案第2号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案の38ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。地方税の課税免除に伴う地方交付税による減収補填制度について定める総務省令の一部改正に伴い、県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新增設の期限を平成29年3月31日まで延長しようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものであります。これに伴い所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。